（千葉船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第三条　千葉船舶通航信号所に関する告示（昭和六十一年海上保安庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
位置	
所在地	神奈川県横浜市（北仲通）
北緯	三五―二七―〇二
東経	一三九―三八―一四

改正前	
位置	
所在地	千葉県千葉市（新港）
北緯	三五―三六―一〇
東経	一四〇―〇六―一四

（東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第四条　東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（センターが運用する信号所）	
第三条　センターが運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。	
一　（略）	
二　位置	神奈川県横浜市（北仲通）（北緯三十五度二十七分二秒東経百三十九度三十八分十四秒）
三　（略）	
（情報の提供）	
第四条　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。	
一　（略）	
二　内容	
イ　ＭＦ無線電話及びインターネット・ホームページによる場合	
(1)～(5)　（略）	
(6)　観音埼における風向、風速及び気圧並びに風早埼（伊豆大島）、洲埼、剱埼、本牧及び東京十号地における風向及び風速	
(7)～(9)　（略）	
ロ　船舶自動識別装置による場合	
(1)　（略）	
(2)　野島埼及び犬吠埼における風向、風速、気圧及び波高、石廊埼、観音埼及び塩屋埼における風向、風速及び気圧、八丈島における風向、風速及び波高並びに伊良湖岬、舞阪、御前埼、風早埼（伊豆大島）、洲埼、剱埼、本牧、東京十号地、勝浦及び磯埼における風向及び風速	
三　（略）	
2・3　（略）	

改正前	
（センターが運用する信号所）	
第三条　センターが運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。	
一　（略）	
二　位置	神奈川県横須賀市（観音埼）（北緯三十五度十五分二十八秒東経百三十九度四十四分三十六秒）
三　（略）	
（情報の提供）	
第四条　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。	
一　（略）	
二　内容	
イ　ＭＦ無線電話及びインターネット・ホームページによる場合	
(1)～(5)　（略）	
(6)　観音埼における風向、風速、気圧及び視程並びに風早埼（伊豆大島）、洲埼、剱埼、本牧及び東京十三号地における風向及び風速	
(7)～(9)　（略）	
ロ　船舶自動識別装置による場合	
(1)　（略）	
(2)　野島埼及び犬吠埼における風向、風速、気圧及び波高、石廊埼、観音埼及び塩屋埼における風向、風速及び気圧、八丈島における風向、風速及び波高並びに伊良湖岬、舞阪、御前埼、風早埼（伊豆大島）、洲埼、剱埼、本牧、東京十三号地、勝浦及び磯埼における風向及び風速	
三　（略）	
2・3　（略）	

通信事項一　無線電話による場合	
イ　（略）	
ロ　（略）	
（削る）	
ハ　通報事項の項各号に掲げる事項	
二　（略）	

通信事項一　無線電話による場合	
イ　（略）	
ロ　（略）	
ハ　東京十三号地における風向、風速及び視程の状況	
ニ　通報事項の項各号に掲げる事項	
二　（略）	